

『公開講演会記録』「新しい世代が見た満洲」第4回

中国残留日本人留用者の帰還

熊本学園大学外国語学部准教授 大澤武司



はじめに

本日の講演では、中華人民共和国（以下、中国）からの日本人留用者の帰還、すなわち1950年代半ばの後期集団引揚を扱いたいと思う。後期集団引揚が実現したこの時期は、東西冷戦の深化や朝鮮戦争の勃発、そして中国の朝鮮戦争介入を契機とするアメリカによる中国「封じ込め」の強化や、それを打破するための中国による「以民促官（民を以って官を促す）」戦略に基づく日中民間交流の「積み上げ」などによって特徴づけられる時代であり、戦後日中関係史における「国交なき時代」であった。

当然ながら、当時の両国政府間には直接の交渉ルートがなかった。では、いか

にして日中両国は日本人留用者の帰還を実現したのか。また、両国間の「ヒト」の移動はどのように展開したのか。「満洲国」に起源を持つ国際善隣協会にはこの歴史の直接体験者もおられると思われるが、今回は近年、中国で公開が進む外交史料などを織り込みながら、後期集団引揚の展開過程を再構成し、特に「友好の時代」とも呼ばれた1950年代半ばに行われた「積み上げ」方式の日中民間交流の文脈における「日本人留用者の帰還」の歴史的意義を再検討したい。

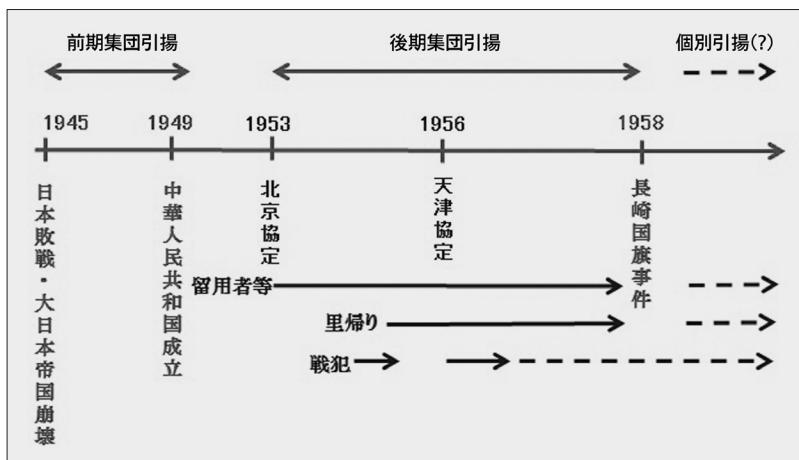
日本人留用者の「帰還」前史

終戦時、アジア太平洋地域には当時の日本の全人口の約1割にあたる688万余りの日本人（軍民合計）が散在していた。

た。敗戦国民となつた彼らは祖国帰還を余儀なくされ、終戦から1950年春までに間にその大部分がGHQの主導で本国に送還された。

これは国際政治史的な観点から言えば、アメリカが戦後の東アジア地域秩序を構築するために不可欠であった、アジア太平洋地域からの日本人の「完全排除」を目的とするものであった。

他方、本日、紹介する日本人留用者の帰還は時代が少しくだる。1950年代半ばに実現した後期集団引揚が主な対象である。朝鮮戦争に伴う「東西冷戦のアジア化」は東アジアの情勢を一変させ、アメリカは中国に対する「封じ込め」を強化し、この時期、国際社会における中國の行動空間は制約されることとなつた。1952年春以降、中国は、アメリカ



「帰還」の展開

の同盟国となつた「隣国」であり、「仮想敵国」でもあつた日本との接近を図るべく、民間交流を手段として働きかけを強めていく。このような文脈で実現したのが中国「残留」日本人に対する「帰国」支援であり、1953年3月から58年7月まで計21次にわたり中国からの後期集団

団引揚が実現した。

東西冷戦の深化に伴い、後期集団引揚は、終戦直後の前期集団引揚に比べ、より直接的に「陣営分断」の影響を受けることとなつた。その結果、それは単なる外地から祖国への引揚という一方通行の「ヒト」の移動のみならず、また共産主義国家である中国から資本主義国家である日本への引揚のみならず、中国への「再渡航」や中国からの「里帰り」など、「ヒト」の双方向の移動、すなわち「往来」が派生する複雑な様相を呈することとなつた。

このような特性を持つ中国からの後期集団引揚だが、その主旋律は「残留」日本人留用者やその家族の帰還であつた。

彼らの多くは終戦後、旧「満洲国」地域の中国共産党支配地区でその軍や政府機関に留用された、医療関係者や鉄道関係者、航空関係者や資源開発関係者などが大部分を占めた。完全な数字ではないが、新中国成立まで現地に留まつた日本人留用者は、1950年6月時点で「在東北日僑二〇、七九七名、うち留用者約一五、〇〇〇名」（中国外交部檔案に依拠）であったとされる（なお、日本外務省は生存の可能性がある残留日本人数を1953年1月の時点で5万8941名と推計）。

講演後の質疑応答でも話題になつたが、中国共産党は日本人留用者たちをどのように見ていたのだろうか。中国外交部檔案に残された東北日本人管理委員会作成の文書「關於東北日本人情況報告」（1950年6月）には「今日、多くの日本人は東北の経済建設にいかなる役割もはたしていない」という一文が見られる。

国共内戦期、中国共産党は革命成就のため、日本人技術者の「留用継続の絶対的必要」を認識していた。だが、内戦勝利を経て新中国が建国され、さらに中ソ同盟実現によりソ連からの技術導入が確実となつた1950年当時、その日本人認識に変化が生じ、「大多数の送還」を検討しつつあつたことは容易に想像できる。だが、朝鮮戦争の衝撃は、留用者らの集団異動・疎開を余儀なくさせ、その送還を先送りさせる直接の原因となつた。一時の頓挫を経て、改めて送還準備が動き出すのは、1951年秋、日本人管理制度を統括する中央組織「在華日人事務委員会」が設立されて以降のことである。抗日時の延安や戦後の東北地域でも日本人管理に携わつていた趙安博らを事実上の責任者とする同委員会が、翌52年7月、外交部や公安部、衛生部、総理弁公室など関係部門の協力を得つつ「中央

「協助日本僑民帰国計画」を策定、10月に同計画が中共中央などの承認を受けると、1952年12月1日の「北京放送（帰国支援表明）」へとつながるのである。

北京會議と日本人留用者の帰還

この北京放送を通じて中国は、日本赤十字社、日中友好協会、そして日本平和連絡委員会の民間3団体を交渉代表に指定した。これは「アメリカ帝国主義の走狗」である日本政府（吉田茂政権）との接触を回避する意図を反映したものであつたが、民間3団体代表団（団長は島津忠承日赤社長）は「公用旅券」を発給され、1953年2月15日以降、4回にわたる北京での公式会談を経て、3月5日、中國紅十字会（交渉代表は廖承志）との間で日本人「帰国」支援に関する民間協定を締結した（北京協定）。

日本人留用者の帰還を「人道問題」とする共通認識のもと、会談は平穏理に進んだが、いくつかの点では意見が衝突する場面もあった。例えば、「日本人の祖国帰還」の定義について、日本政府の意向を汲んだ民間3団体は、中国にいる日本人を「抑留者」あるいは「未帰還者」

で「帰国」と括弧を付してあるのは、日本側の認識の相違を反映したものである。また、「誰が帰還の対象者か」という点、すなわち「引揚者の範囲」についても日本側は「引揚の本質」に基づき「日本人であることが必須条件」と主張したが、中国側は「帰国を希望するすべての日本人」とし、中国籍の夫のいる「日本人婦人」（この呼び方は、終戦時に13歳以上であった日本人の女性、あるいは13歳以上でその後、中国人の夫と結婚したいわゆる残留組の女性を指す）や孤児院にいる日本人孤児も本人が帰国を希望すれば、これを阻止しないとした。

「家族呼び寄せ」については人道的観点から自費でなら許可することもやむを得ないしつつも、「再渡航」については、「引揚（永住帰国）の本質に反する」、あるいは「自由主義陣営の足並みを乱す」という冷戦戦略的観点からこれを認めないとした。他方、中国側はいずれも一般の外国人の出入国と同様に扱うという柔軟な対応を見せた。

これらの衝突はありつつも、結果的に協定は締結され、1953年3月以降、同年秋まで集団引揚が実現することとなつた。引揚希望者がひと段落する同年10月までに7次にわたり約2万6000名の日本人が祖国帰還を果たした。

とはいえ、後期集団引揚の開始当初においては、日本政府が「引揚者は日本人であることを必須条件とする」、「再渡航は禁止」という原則に固執したことから、特に中国籍の夫や子どもを持つ日本人婦人は引揚のために離婚や子別れを強いられることとなり、結果的に引き続き「残留」を余儀なくされることとなつた。

「留」を余儀なくされることとなつた。また、残留孤児についても、中国側が「帰国」支援の対象としたのは「孤児院の日本人孤児」であり、中国人養父母のもとにあつた日本人孤児はその対象とされなかつた。そのため、日本人婦人や日

本人孤児の祖国帰還という問題は、この北京協定では事実上、先送りされることとなつたのである。

「引揚」の変質

1953年秋、引揚希望者の減少を受け、後期集団引揚は「暫時終結」を迎えた。だが、これと時を同じくして、第2次日中民間貿易協定が締結され、日中貿易の拡大が期待されるなか、日本人引揚問題をめぐる中国の対日姿勢もさらに積極化していく。その具体的な手段として中国側が利用したのが「李徳全訪日問題」であった。

故馮玉祥将軍の夫人である李徳全女史は、建国後、中国紅十字会の会長となり、当時は国務院衛生部長（厚生大臣に相当）も務める中国政府の要人であった。前述



李徳全女史

の北京会議の際、中国側代表の廖承志が日本側代表の島津日赤社長に「帰国支援の答礼としての李徳全会長の訪日実現」を約束させたのが問題の端緒であった。翌55年4月には「次集団引揚の「暫時終結」後、中国側は政府要人の訪日を実現するため幾度となく日赤に招請実現を求め、日本国内でも招請実現を訴える国民運動が高揚をみせたが、対米協調を旨とした時の吉田茂内閣はこれをなかなか許可しなかった。

このような膠着状況を打開した重要な一手が「戦犯釈放情報」であった。1954年7月末、日本和平代表団（団長は柳田謙十郎）が北京を訪れ、李徳全と会見すると、李は近く戦犯（「罪行軽微」な「西陵組」417名）を釈放予定であると告げた。この情報が日本国内に伝わると、日本側も「李徳全招請問題と戦犯釈放問題をリンクageさせるのは得策ではない」と考え、招請を決断するに至った。

こうして、同年秋に訪日を果たした李徳全は「撫順組」と「太原組」の戦犯名簿を持参し、将来、これらの日本人戦犯を寛大に処理し、送還すると表明、この結果、戦犯送還も含め、引揚希望者の集団引揚も再開されることとなつた。

吉田に代わって1954年末に政権の座に就いた鳩山一郎は「自主外交」を掲

げ、共産圏諸国との関係改善を目指した。日ソ国交正常化はまさにその成果であつたが、対中関係においても、その積極姿勢は顕著であった。翌55年4月には「次官会議決定を経て（中国への）『再渡航』容認の意向」を示すなど、政治体制が異なる日中間の「ヒト」の移動についても柔軟な姿勢を見せた。

これに対して中国側もさらなる積極姿勢を示した。1955年9月には毛沢東自ら「日中国交正常化を積極的に推進すべし」（建国以来毛沢東文稿）との方針を示し、55年夏から秋にかけてはジュネーブ駐在の両国総領事を通じて、日本人居留民や戦犯の引揚、消息不明者の調査など、人道問題に限定する形ではあつたが、両国政府間に準直接交渉が行われるひと幕もあつた。

このような水面下での日中政府間接触をも背景にしながら、1955年末、日本人引揚問題においても中国側は「もうひと押し」すべく、実力行使ともいえる行動に出る。いわゆる「非該当者」の帰国強行である。ここでいう「非該当者」とは、「再渡航を希望する日本人婦人」、「帰國華僑の日本渡航希望者」、「日本人婦人の中国籍の夫」などである。当然、再渡航希望の日本人婦人は「引揚者」で

はなく、また帰国華僑（新中国建国後、日本人引揚船の往航で中国に帰国した在日華僑）の日本渡航希望者や日本人婦人の中國籍の夫ももとより「日本人」ではなかった。

しかし、中國側は日本政府が配船した「引揚船」にこれらの「非該當者」を乗船させ、日本に送り込むという行動に出た。日本政府としては、人道上の觀点などから「日本人婦人」やその「中國籍の夫」については、やむを得ずこれを受け入れたが、帰國華僑の「逆移送」については、中國側による「自由交通への実力行使」であるとして、「その他の政治的意図」に対する警戒を強めざるを得なかつた。結果的に「引揚」は変質を余儀なくされ、日本側としても何らかの手を打つ必要に迫られるに至った。

このような「引揚」の変質を受けて開催されたのが1956年6月の天津会議であった。天津会議では、前述の「非該當者」のうちでも特に人道的見地から「帰国」が認められるべき「日本人婦人」について、両国民間団体がその「一時帰国」（里帰り）を支援すると確認された。この結果、「引揚船」は日中間の「ヒト」の往来の手段として利用が可能になる一方で、「引揚の本質」から逸脱する「引



天津会議（1956年6月）

近郊の撫順戰犯管理所や山西省の太原戰犯管理所に合計1700名近い日本人戰犯が拘留されていたが、その年の6月から8月、3度に分けて日本人戰犯1000名余りが免訴釈放され、日本に送還された。当然、日本政府は「引揚船」を手配することとなり、日中間の「ヒト」の移動は継続されることとなつた。当然のことながら、日本人婦人の一時帰国（里帰り）もこれに便乗する形で拡大した。だが、3度にわたる戰犯の集団送還が終結すると、日本政府の掲げる「引揚の本質」という論理が再び顯在化する。1957年5月、日本に向けて天津を出港した「引揚船」には、戰犯6名、引揚者100名、帰國華僑とその「日本人婦人」（子どもを含む）393名、「殘留組」里帰り「日本人婦人」（子どもを含む）867名、「戦後渡航組」里帰り「日本人婦人」（子どもを含む）382名が乗り込み、實に乗船者の約9割が「里帰り」関係者となつた。

もちろん、日本政府は「帰國華僑の日本再渡航」と「戦後渡航組」（帰國華僑）に同行して中国に渡航した日本人婦人の里帰り」の「引揚船」便乗に警戒を強くした。中國側もいわゆる「戦後渡航組」については「親族への援助依頼」や「資

1956年6月、天津協定の成立と時を同じくして大量の日本人戰犯が釈放された。建国初期の中国には、遼寧省瀋陽

本主義的生活への憧憬・個人輸入」が日本渡航の目的であると冷めた目でこれを見ていた。

このような状況に対して、日本政府としては「引揚船の傭船契約解除」を表向

きの理由として配船を拒否するに至り、1957年8月に釈放された数名の日本人戦犯たちは翌年4月まで天津港近くで待機を余儀なくされるという状況に陥ってしまう。

日本政府の配船拒否により「日本人婦人」の里帰りや戦犯送還が滞るなか、中国側は状況を打破するための最終手段を講じる。いわゆる「學習組」の集団送還である。1958年春、中国側は「人大分校」（中国共産党の政治教育機関）で革命學習に取り組んでいた日本人とその家族約2000名余りを送還すると伝えられた。前年8月以来、日本政府は「引揚船」の配船を拒否し続けてきたが、20000名に及ぶ大量引揚ということもあり、配船に応じざるを得なかった。

当然、中国側は日本政府の出方を見つめ、両国間の「ヒト」の往来拡大につながる「里帰り」支援の継続に強いこだわりを見せた。実際、1958年5月上旬の中国外交部檔案には、「里帰り」支援を継続する理由として、「日本人婦人

やその家族の團欒を求める願望を満足させること」という人道的な理由以外に、「日本政府による両國居留民の自由往来制限を打破するための突破口とする」とその政治目的を明確にしていた。

1958年5月2日、いわゆる「長崎国旗事件」が発生すると、中国側は日中交流の全面断絶を宣言するに至った。これを受け、「人道的観点」から行われてきた日本人の集団「帰国」に対する支援も、同年7月の第21次引揚船を最後に終結が宣言された。

なお、中国側は集団引揚終結後も個別引揚は認めるとしたが（1958年10月）、個別引揚者に対しても、集団引揚者に供与した手厚い支援、すなわち中国紅十字会による配船手配や中国国内旅費の支給などは廃止するとした。

もとより、旧「満洲国」地域で終戦時の混乱のなかを生き延びてきた「日本人婦人」や日本人孤児らに引揚費用をまかう経済的余裕はなく、また「引揚船」も完全に途絶したことから、これ以降、

日中間の「ヒト」の移動は急激に縮小した。それは日中民間貿易が再開された1960年代にも回復せず、そのまま72年の国交正常化に至るのである。

1958年春以降、日中間の交流の大

部分が断絶するなか、日本政府は消息不明者問題の「最終処理」に着手した。日本政府は消息不明者の一斉調査に踏み切る。当然、「中共地域」についても、日赤経由で調査依頼がなされたが、岸政権との接触を完全に拒絶する中国政府はこれを黙殺し、「中共地域」の一斉調査は貫徹されることはなかった。

1959年3月、「未帰還者に関する特別措置法」が制定されると、消息不明者に関する戦時死亡宣告が可能となつた。その結果、1976年までに所定の手続きを経て1万4000名の消息不明者の戸籍が抹消された。いうまでもなく、この消息不明者のなかには音信不通の「日本人婦人」や日本人孤児が含まれたが、戸籍が抹消され、その存在 자체が消されてしまつた以上、その祖国帰還が積極的に促進される前提は奪われてしまったのである。

おわりに

東西冷戦の直接の影響を受けた後期集団引揚は、日中それぞれの政治的立場や冷戦戦略的思考を反映して、さまざま

「国家の論理」が衝突するなかで展開された。

すなわち、日本人雇用者やその家族は「抑留者」であったのか、あるいは「居留民」であったのか。彼らの祖国帰還は「引揚」であったのか、「帰国」であったのか。中国による日本人雇用者の「帰国」支援や「日本人婦人」の一時帰国（里帰り）支援は、中国共産党の革命的人道主義に基づく「善意の行動」であったのか、あるいは「封じ込め」打破や日中國交正常化推進を目的とする「対日浸透」の具体的手段にすぎなかつたのか。

いずれにせよ、このような論理が複雑に絡み合うなか、日中両国は、中国共産党が掲げる國際主義を体現する「民間3団体（人民団体）」方式を経由して、「人道問題」の解決という大義名分のもと、両国間に残されていた懸案（戦後処理問題）を1950年代半ばに解決した（なお、本稿では触れていないが、中国の対日戦犯処理や中国人俘虜殉難者の遺骨送還などの戦後処理も後期集団引揚と密接に関連しながら「3団体方式」の枠組みのなかで処理された）。

このように考えるならば、本稿が扱った「日本人雇用者の帰還」とは、日中間における民間経由の事実上の戦後処理の

ひとつであったといえよう。

戦後日中関係史を振り返れば、日本という国家は、1952年の日華講和では中華民国を戦後処理の相手とし、1950年代には民間経由で中華人民共和国との間で事実上の戦後処理を行つた。そして、1972年の日中國交正常化では中ソ対立・米中接近という國際情勢のもと、戦後処理を曖昧化しつゝ、中華人民共和国との「戦略的急接近」を行い、1980年代以降は、中国の改革開放が進むなか、経済面における「支援する側」「支援される側」という蜜月関係を背景として、戦後処理に関する「対話」を巧妙に回避してきたといえる。

だが、中国の台頭が目覚ましい今日、日中両国は歴史認識をめぐり、政府間のみならず国民同士が互いに相手を嫌悪する感情をむき出しにする状況となつてゐる。確かに、「民間」経由で実現した「日本人雇用者の帰還」は「国交なき時代」における両国国民の象徴的な「友好」の物語であるといえよう。だが、逆説的に言えど、このような「民間」経由の戦後処理が、両国政府による戦後処理に関する直接的な「対話」の機会を失わせる事にもなつたのではないかと考えるのである。

（2月20日・公開フォーラム——「新しい世代が見た満洲」の4）

講師略歴（おおさわ　たけし）

1973年 東京都生まれ
1996年 中央大学法学部卒
2006年 同大学院博士課程修了・
博士

2008年 熊本学園大学准教授
著書に『日中関係史1970—2012 I』所収「第一章 前史1945—1971」（高原明生・服部龍二編 東京大学出版会）など

このように考えるならば、「友好」を掲げて「民間」経由で行われた事実上の戦後処理は、日中の歴史認識に温度差をもたらす重大な歴史的・構造的要因になつたといえないだろうか。これをさらに敷衍して言えば、現在、「戦略的互恵関係」という「友好重視」のスローガンのもと、解決困難な問題について新たな「棚上げ」や「先送り」が行われようとしているが、長期的な視野で考えた場合、はたしてそれが日中関係を本質的に改善することに資するのだろうかと疑問を抱かざるを得ない。